

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令の規定に基づく山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

(ストーカー行為等の規制等に関する法律の事務の委任)

第2条 公安委員会は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下この条において「法」という。）第17条第1項の規定により、次に掲げる事務を山口県警察本部長（以下「本部長」という。）に委任する。

- (1) 法第5条第1項の規定による命令（以下この条において「禁止命令等」という。）
- (2) 法第5条第2項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞
- (3) 法第5条第3項の規定による禁止命令等及び当該禁止命令等に係る意見の聴取
- (4) 法第5条第6項又は第7項（これらの規定を同条第10項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知
- (5) 法第5条第9項の規定による延長
- (6) 法第13条第2項の規定による報告徴収等

2 公安委員会は、法第17条第1項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。

- (1) 法第5条第3項の規定による禁止命令等
- (2) 法第5条第6項又は第7項の規定による通知（前号に掲げる禁止命令等に係るものに限る。）
- (3) 法第13条第2項の規定による報告徴収等（第1号に掲げる禁止命令等をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の事務の委任)

第3条 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。）第42条第1項の規定により、次に掲げる事務を本部長に委任する。

- (1) 法第35条第1項の規定による命令（以下この条において「仮の命令」という。）に関する事務
- (2) 法第12条の4第2項に規定する指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務
- (3) 法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務
- (4) 法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務

2 公安委員会は、法第42条第3項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。

- (1) 法第11条第1項の規定による命令
- (2) 法第12条第2項の規定による命令
- (3) 法第12条の6第1項の規定による命令
- (4) 法第18条第1項の規定による命令
- (5) 法第22条第1項の規定による命令
- (6) 法第26条第1項の規定による命令
- (7) 法第30条の規定による命令
- (8) 法第30条の3の規定による命令
- (9) 法第30条の7第1項の規定による命令
- (10) 法第30条の10第1項の規定による命令
(道路交通法の事務の委任)

第4条 公安委員会は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第114条の2第1項の規定により、次に掲げる事務を本部長に委任する。ただし、公安委員会が弁明の機会を付与し、聴聞をし、又は意見の聴取をした事案については、この限りでない。

- (1) 運転免許（以下この条において「免許」という。）の保留
- (2) 免許の効力の停止
- (3) 前2号に掲げる処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取
- (4) 免許の保留及び免許の効力の停止の期間の短縮
- (5) 免許の効力の停止の解除
- (6) 仮運転免許を与えること及び仮運転免許の取消し
(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。